

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 7 月から同年 12 月までの期間、38 年 4 月、39 年 6 月から同年 12 月までの期間、40 年 6 月及び 41 年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月から同年 12 月まで
② 昭和 38 年 4 月
③ 昭和 39 年 6 月から同年 12 月まで
④ 昭和 40 年 6 月
⑤ 昭和 41 年 11 月
⑥ 昭和 43 年 11 月から 44 年 3 月まで

私は、申立期間当時は船の仕事をしていたので、父に国民年金の加入の手続きをしてもらい、国民年金保険料納付については、父から「漁協へ出向き定期的に納付していた。」と言われたことを記憶している。現在所持している国民年金手帳を見ると、申立期間①から⑤は保険料領収済みの検認印が押されており、一方、申立期間⑥については、保険料領収済みの検認印は押されていないが、同手帳の昭和 43 年度のページの真ん中に検認印が割り印されている。このため、申立期間①から⑥が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人の国民年金の加入手続は申立人の父が行い、国民年金保険料納付についても申立人の父が漁協に出向き納付していたとしており、申立人が所持する国民年金手帳の申立期間①から⑤の国民年金印紙検認記録欄の各月には検認印が押されており、申立期間①から⑤の保険料は現年度納付されていたことが確認できる。

また、申立期間①から⑤については、当初国民年金の強制加入期間として保険料が納付された後に未加入期間と記録訂正され、さらにその後、未

納期間とされたものと推認でき、行政側の事務処理に不手際がうかがわれる。

2 一方、申立期間のうち、申立期間⑥については、申立人は、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 43 年度のページの国民年金印紙検認記録欄の各月に検認印は押されていないものの、同年度のページ中央部分に検認印（割印）が確認できることを根拠として同年度の保険料を納付していたと主張しているが、この割印については、保険料納付の有無にかかわらず、国民年金手帳から印紙検認台紙を切り離す際に押印する（国民年金市町村事務取扱準則第 31 条）もので、納付の事実を証明するものではない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 7 月から同年 12 月までの期間、38 年 4 月、39 年 6 月から同年 12 月までの期間、40 年 6 月及び 41 年 11 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、妻の分と一緒に納付したと思う。妻の分は納付済みとなり、私の分が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁保管の特殊台帳では、申立期間に係る昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料が納付済みになっているものと、未納となっているものの2種類が存在し、行政の記録管理に不手際があったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、一緒に納付していたとする申立人の妻の国民年金保険料は、全期間納付済みとなっていることから、申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除きすべて納付済みとなっており、昭和50年4月以降の国民年金加入期間は付加保険料を納付している上、厚生年金保険からの切替手続も適切に行われているなど、申立人の年金制度への理解は深く、納付意識も高かったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から同年6月まで
② 昭和60年4月から同年9月まで
③ 平成10年1月から11年1月まで

私は、国民年金保険料を納付できないときは免除を申請し、未納期間ができないようにしてきた。また、結婚後、保険料を納付するときは夫婦一緒であった。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持している領収証書、A社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳及びB市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人の昭和46年6月から47年12月までの国民年金保険料が特例納付により納付されたことが確認できるが、制度上、特例納付は、先に経過した月の保険料から順次行うものとされており、50年3月4日に特例納付した時点で、申立期間①は納付済みであったものと考えることが自然である。

一方、申立期間②及び申立期間③について、申立人は、国民年金保険料を納付するときは夫婦一緒であったとしているが、申立人の妻に係る納付記録も未納となっている。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間③直後の平成11年2月及び同年3月の国民年金保険料は、13年3月19日に納付されており、その時点で、申立期間③は時効により保険料を納付できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年12月から60年3月までの期間、平成11年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年12月から60年9月まで
② 平成10年1月から11年3月まで

国民年金保険料を納付するときは夫婦一緒であり、保険料を納付できないときには免除を申請し、未納期間ができないようにしてきた。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を納付するときは夫婦一緒であったとしているところ、社会保険庁のオンライン記録及びA市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立期間前後において、申立人夫婦の納付状況が同一であったことが確認できる。

また、申立期間①のうち、昭和59年12月から60年3月までの期間、及び申立期間②のうち、平成11年2月及び同年3月について、申立人の夫に係る納付記録は納付済みとなっている。

さらに、申立期間①直前の昭和59年10月及び同年11月の納付記録について、A市保管の国民年金被保険者名簿では未納となっているが、社会保険庁のオンライン記録では納付済みとなっており、両者の間に齟齬^{そご}がみられる。

一方、申立期間①のうち、昭和60年4月から同年9月までの期間、及び申立期間②のうち、平成10年1月から11年1月までの期間について、申立人の夫に係る納付記録も未納となっている。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間②のうち、平成11年2月及び同年3月について、申立人の夫に係る国民年金保険料は、13年3月19日に納付されており、その時点で、申立期間②のうち、10年1月から

11年1月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年12月から60年3月までの期間、平成11年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から10年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から10年10月まで

私は、平成8年4月ごろ、A市役所年金課の係員より説明を受けて国民年金に加入した。国民年金保険料は手元にあった現金で納付しており、2年分の保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職後の平成8年4月ごろ、市役所の年金課で係員より説明を受けて国民年金に加入し、同年5月か6月ごろに申立期間に係る国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人の主張する同年5月または6月時点において、平成9年度及び10年度分の保険料は、未到来期間である翌年度以降の保険料となることから、制度上、納付することはできない。

また、申立人は、平成8年に国民年金保険料と一緒に納付した国民健康保険料額は32万7,000円としているが、B共済組合によると、申立人は、同共済組合任意継続組合員として、平成8年度及び9年度分の掛金を平成8年4月1日及び9年4月1日にそれぞれ32万7,367円ずつ納付していると回答しており、一方、A市では、申立人が国民健康保険に加入したのは平成10年4月1日としていることから、平成8年に国民健康保険料と国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間当時、経済状況が芳しくなく、将来的に支給される年金が減額されることを承知の上で免除申請した。

その後、社会保険事務所から、免除期間の保険料を追納できる旨のはがきが再三来たため、申立期間の保険料を何度かに分けて追納した。

免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、免除を受けた申立期間について、申立人及びその元夫の国民年金保険料を 1 年度につき二人分で約 30 万円、計 100 万円近くを追納したと主張しているが、追納保険料額がもっとも高い昭和 60 年度においても、二人分の保険料額は 161,760 円であり、申立期間の保険料の合計額は 450,960 円となっていることから、申立人の主張とは大きく異なる上、納付場所、納付方法等について記憶をたどるように聴取しても、申立期間の保険料を追納したことを裏付ける具体的な説明を得るには至らなかった。

また、申立人は、申立人及びその元夫の国民年金保険料を、何度かに分けて追納したとしているが、市町村保管の被保険者台帳及び社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の元夫の納付記録も昭和 58 年度から 60 年度までは免除期間のままとなっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から同年11月までの期間、39年7月から同年11月までの期間及び40年8月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から同年11月まで
② 昭和39年7月から同年11月まで
③ 昭和40年8月から同年10月まで

申立期間については、私が船から降りたときに国民健康保険に切り替えており、国民年金も納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとしており、申立人自身は直接関与しておらず、申立人の妻は既に他界しており、具体的な加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月11日に払い出されており、払出時点で、申立期間は時効により納付できない期間となる。

さらに、申立人は、申立期間について、船員保険の資格を喪失の都度、国民年金の加入手続をしていたとしているが、申立期間以外にも未加入期間が十数回あり、申立期間のみ加入手続をして納付をしていたとする合理的な説明が得られなかった。

加えて、申立人は、A村以外に住民票の異動が無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から47年9月までの期間、57年7月及び60年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から47年9月まで
② 昭和57年7月
③ 昭和60年9月

住所移動の届をしないままA市に住んでいたため、B市に戻る際、A市でさかのぼって転入の手続きをして税金などを精算した。その時に国民年金の加入手続きもして保険料を納めたはずだ。

B市に来てからは国民健康保険の手続きと一緒に国民年金の加入手続きも行っていったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市に戻る際、A市においてさかのぼって転入の手続きを行った時、国民年金の加入手続きを行い、税金などと一緒に国民年金保険料を納付したと主張しているが、A市における加入手続きや保険料の納付について申立人から具体的な説明が得られず、納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和47年にA市で国民年金の加入手続きを行ったとしており、47年9月にB市に住所を移したことは住民票により確認できるが、仮にその時点で加入手続きを行ったとしても申立期間のうち45年6月以前の保険料は時効により納付できず、47年に加入手続きを行った際、42年にさかのぼって納付したとする申立人の主張は合理的でない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年に払い出されており、その時点で申立期間①から③は時効により納付できない期間である。

加えて、申立人は、B市に戻ってから国民年金保険料を納付したとする申立期間②及び③について、具体的な納付状況は分からないとしている上、当時同居していた申立人の元妻は、当該申立期間について未加入期間となっており、当該期間は、申立人についても国民年金手帳記号番号払出し前のため未加入期間だったと考えられる。

その上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から46年4月までの期間及び46年6月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から46年4月まで
② 昭和46年6月から47年3月まで

私の父は集落の納税組合長を長年務めており、強制加入者はもちろんのこと、組織内完納を目指し、奨励金を集落の活動資金に充てていた。当時、私の兄とその妻も同居していた。強制加入となる20歳になってからは、父が3人分を一括で農協の口座からの引き落としで納めていたと兄も証言している。未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、申立人の父は既に他界しており、加入手続及び保険料納付の具体的な状況が不明である。

また、申立期間当時同居していたとする申立人の兄は、申立人に係る国民年金への加入手続及び保険料納付について、申立人の父が行っていたと思うが、申立人の保険料納付について具体的な話は聞いたことは無いとしている。

さらに、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できず、平成10年3月以降の申立人の国民年金保険料は、9年1月当時に申立人が加入していた共済組合期間中に付番された基礎年金番号を使用して納付されていることが確認できるほか、申立人は、A町（現在は、B市）以外に住民票を異動したことが無いなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、B市保管の「国民年金保険料納付状況調兼整理簿」には、申立期間当時同居していたとする、申立人の父、母、兄及び義姉に係る納付記録が記載されているが、申立人の氏名は記載されておらず、申立人が申立期間に

国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる記載は確認できなかった。

その上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年10月から31年4月まで
② 昭和31年10月から32年4月まで

私は申立期間にA社（現在は、B社）に出稼ぎに行ったが、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。間違い無く勤務していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C協会が保管している申立人の経歴簿及び同僚の証言により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認される。

しかし、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、B社に照会したが、当時の関係書類を保管しておらず、これらの事実を確認できる関連資料、証言を得ることはできなかった。

また、申立人の上司は、当時、当該事業所では我々のような出稼ぎ者は厚生年金保険に加入させてもらえず、加入できるようになったのは昭和32年秋からだと言っており、C協会が保管している同協会会員名簿に記載されている申立人と共に当該事業所へ出稼ぎに行った者全員が申立期間に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記録が無い。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。